

稚内市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、稚内市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性の向上を図るため、市内にある木造住宅の耐震診断を行う者に対し、その費用の一部に補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法

イ アに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断

(2) 耐震診断員 次のいずれにも該当する耐震診断を行う者をいう。

ア 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)の資格を有し、建築士事務所(同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。)に所属していること。

イ 北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断区分で登録していること。

(補助対象住宅)

第3 補助対象住宅は、木造住宅であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 戸建て住宅(2世帯住宅を含む。)又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)であること。

(2) 地上階数が2階建以下の在来工法又は枠組壁工法であること。

(3) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。

(4) 建築基準法その他関係法令に明らかな法令違反がないこと。

(補助対象者)

第4 補助対象者は、市内に住所を有し、かつ、自ら居住の用に供する木造住宅を所有している個人とする。

(補助金の交付額)

第5 補助金の額は、耐震診断員が行った耐震診断に要する経費の3分の2以内とする。ただし、1住宅につき6万円を限度とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第6 補助金の交付の申請をする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式の木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しな

なければならない。

- (1) 住民票
- (2) 確認済証の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
- (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
(補助金等の交付の決定)

第7 市長は、第6第1項の規定による申請について内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式の木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の交付の決定後、速やかに耐震診断に着手しなければならない。
(完了の期限)

第8 申請者は、第7第1項の規定による交付の決定を受けたときは、第6第1項の申請書に記載した診断完了年月日までに耐震診断を完了しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、これを延期することができる。

- 2 申請者は、耐震診断が完了したときは、別記第3号様式の木造住宅耐震診断事業補助金交付実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 耐震診断報告書の写し
 - (2) 耐震診断に要した費用の支払を証する領収書の写し
(補助金の交付)

第9 市長は、第8第2項の規定による届出があったときは、速やかに耐震診断内容等審査を行い、申請内容と相違がないと認めるときは、別記第4号様式の木造住宅耐震診断事業補助金交付確定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、速やかに別記第5号様式の木造住宅耐震診断事業補助金交付請求書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。
(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金交付規則(平成17年稚内市規則第18号)及び稚内市補助金の交付に関する取扱い規程(平成17年稚内市訓令第7号)の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。